

I. 地球温暖化問題への取り組み

また、平成22年11月10日には鉄道へのモーダルシフト促進を目的としたセミナーを開催し、106団体150名の参加があった。

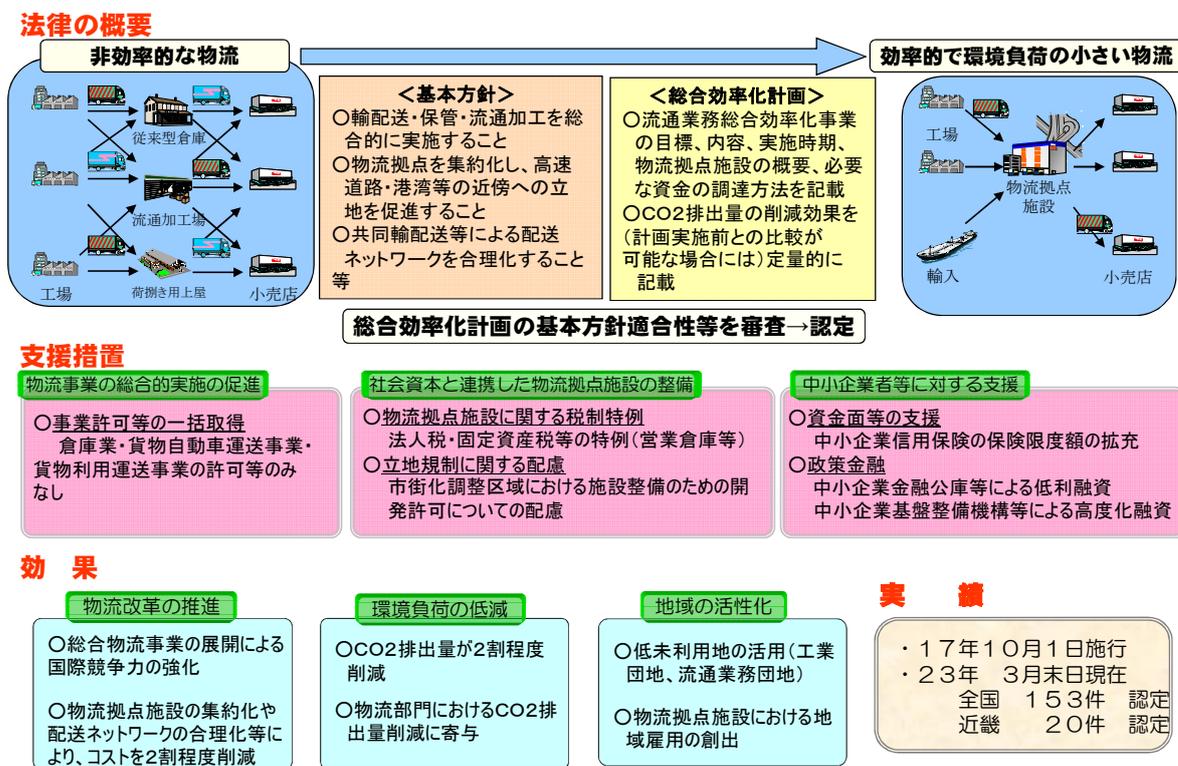
鉄道及びフェリー・RORO船へのモーダルシフトの事例紹介や鉄道貨物ターミナル駅構内及びフェリー船内における荷役作業の見学などを通じて、多くの荷主企業や物流事業者の方にグリーン物流パートナーシップ推進事業の必要性について理解を得ることができた。

今後は、セミナーに参加した荷主企業と鉄道事業者又はフェリー船社とのビジネスマッチングをどのようにさせるかが課題である。

③流通業務総合効率化事業の推進

関西圏において効率的で環境負荷の小さい物流の構築に向けて、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づく流通業務効率化推進計画の認定及び普及を中心に取り組み、昨年度以上の認定を目指す。

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の概要



【平成22年度の取り組みおよび評価】

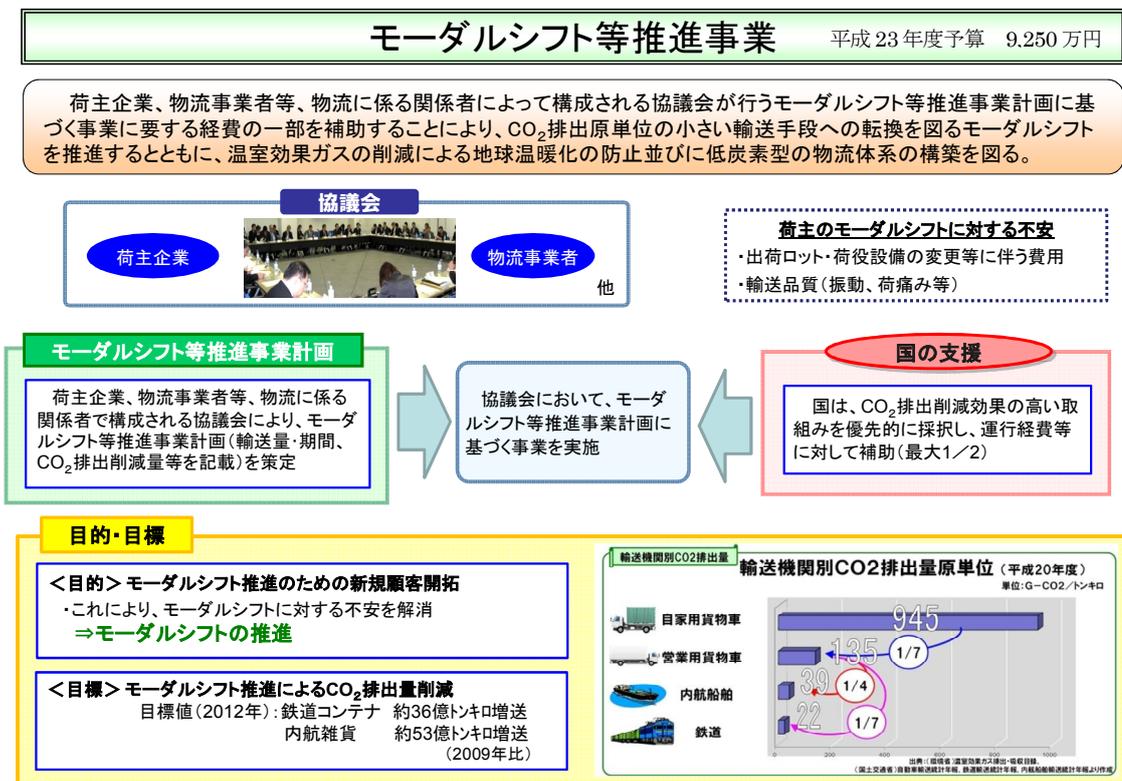
「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づく流通業務効率化計画の認定を1件（近畿）行い、事業の推進を図った。

当該案件は、初の近畿経済産業局との共同認定ということもあり、従前の倉庫事業者・輸送事業者とは異なり施設整備事業者が加わるという新たなる形態であった。今後も同様の形態の認定がさらに増加するよう先がけ事例となるものと思われる。

I. 地球温暖化問題への取り組み

④モーダルシフト等推進事業の促進

「物流連携効率化推進事業費補助金交付制度」に代わって、平成23年度から新たに創設された「モーダルシフト等推進事業費補助金交付制度」により、荷主企業、物流事業者等、物流に係る関係者の連携によるモーダルシフト等の推進を図る取組を支援していく。



* モーダルシフト等推進事業には、幹線輸送における輸送ルートの集約化を含む。

©Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

【平成22年度の取り組みおよび評価】

物流連携効率化推進事業公募の結果、鉄道を利用したモーダルシフトの推進に取り組む「関西家電等グリーン物流推進協議会」から応募があり、平成22年4月27日付けで物流連携効率化推進計画策定調査事業として認定を行い、本省において同年10月16日付けで補助金の交付が決定された。

協議会の調査事業においては、適切な物流連携効率化推進計画の策定のために必要な指導、助言、評価等を行った。

なお、当該支援制度は平成22年度をもって廃止されるため、今後、平成23年度に新設されるモーダルシフト等推進事業費補助金交付制度の利用について適切に指導を行うなど対応していく。

⑤3PL（サード・パーティ・ロジスティクス）事業の促進及び人材育成の推進

3PL事業に携わる関係者と意見交換の場を持つとともに、引き続き、倉庫協会等、物流関係団体が開催する講演会や研修会等において講師を派遣する等、各機会を活用して3PL事業促進のためのガイドラインの周知や人材育成等に取り組む。

環境負荷の少ない物流

3PL事業の総合的支援

■ 3PL (third party logistics) とは、**荷主から物流を一貫して請け負う高品質のサービス**。3PL事業の推進によって物流が効率化し、**コスト削減**や**環境負荷の軽減**が実現。

従来の物流

- 加算が多い
- 倉庫は物流サービスと関係ない

3PLビジネスのモデル

政策効果

✓ **物流コストの低減**
物流アウトソーシングや物流の効率化、これらに資する物流拠点の整備等により、物流コストが低減 **国際競争力の強化**

✓ **環境負荷の軽減**
物流拠点の集約化、合理化等により、物流における環境負荷が低減 **地球環境対策**

✓ **地域経済の活性化**
流通加工等の総合的に行う物流拠点の立地を促進することにより、**地域経済の活性化**に寄与 **地域再生**

国土交通省の取組

◎ **物流総合効率化法の制定**
物流拠点施設を中核とした輸送・保管・流通加工の総合的・効率的実施を支援することを内容とした「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」が2005年7月22日に公布され、10月1日に施行。
<主な支援措置>
・倉庫用建物等の税制特例
・市街化調整区域における開発許可の配慮
・中小企業等に対する支援 等

◎ **3PL促進のための環境整備と産業競争力の強化**
・3PL契約のガイドラインの策定、情報セキュリティに関するガイドラインの策定、3PL事業の実態の調査・分析等
・環境配慮型3PL事業者の拡大を図るための環境整備や、国際競争力強化のために東アジアにおける3PL事業現状把握。
・3PLの進展にともなう倉庫業のあり方の検討、地方における3PLビジネスモデルの策定。

【平成22年度の取り組みおよび評価】

倉庫管理主任者講習会及び研修会、(社)日本ロジスティクスシステム協会、倉庫協会等、物流関係団体が開催する講演会や研修会などに講師を派遣し、3PL事業促進のための各種ガイドラインの説明や人材育成の必要性についての講演等を行った。今後3PL事業に携わる関係者の円滑な連携と事業促進の環境整備が課題である。

⑥ 営業倉庫における省エネ設備・技術の導入促進

エネルギー使用合理化事業者支援事業による補助金制度について、機会ある毎に周知を行い、営業倉庫等における照明機器・変圧器等の省エネ設備及び機器の導入を積極的に支援する。

【平成22年度の取り組みおよび評価】

NEDOのエネルギー使用合理化事業者支援事業による補助金制度を紹介することにより省エネに積極的な事業者に対して側面支援できたことは、従前関心を持っていなかった事業者にもその制度への関心を持つきっかけに繋がった。

I. 地球温暖化問題への取り組み

(4) 環境に優しい事業運営の推進

① 運送事業者のグリーン経営の推進

グリーン経営推進マニュアルを周知するとともに、運送事業者に対しグリーン経営認証制度の普及を図る。

全業種で150事業所の認証取得を目指すとともに、特にトラックについては、今年度中に運送事業者の10%に相当する事業所がグリーン経営認証を取得することを目指して、関係団体等と連携して普及促進に努める。

自動車運送関係事業者
 < 具体的推進事項 >

- ・ 環境保全のための仕組み・体制の整備
- ・ エコドライブの実施
- ・ 低公害車の導入
- ・ 自動車の点検・整備
- ・ 廃車・廃棄物の排出抑制、適正処理及びリサイクルの推進

海事関係事業者
 < 具体的推進事項 >

- ・ 環境保全のための仕組み・体制の整備
- ・ エネルギー効率の向上
- ・ 大気汚染物質の抑制のための取り組み
- ・ 船舶及び施設等の整備・点検
- ・ 廃棄物の排出抑制、適正処理及びリサイクルの推進

【平成22年度の取り組み及び評価】

運送事業者の環境改善への取り組み意欲を向上させるグリーン経営認証制度の説明会を年7回(6月、7月、9月、11月、2月3回)開催した。

また、各種会議及びイベント等あらゆる機会を捉えて「グリーン経営認証制度」のパンフレットを配布するなど、認証登録事業者の拡大を図るとともにグリーン経営の普及に努めた。近畿2府4県の認証登録事業者は以下のとおりであり、今後も引き続き制度の普及を図っていく必要がある。

平成23年3月31日現在

	トラック	バス	タクシー	旅客船	内航海運	港湾運送	倉庫
事業所	736	50	42	3	6	25	125

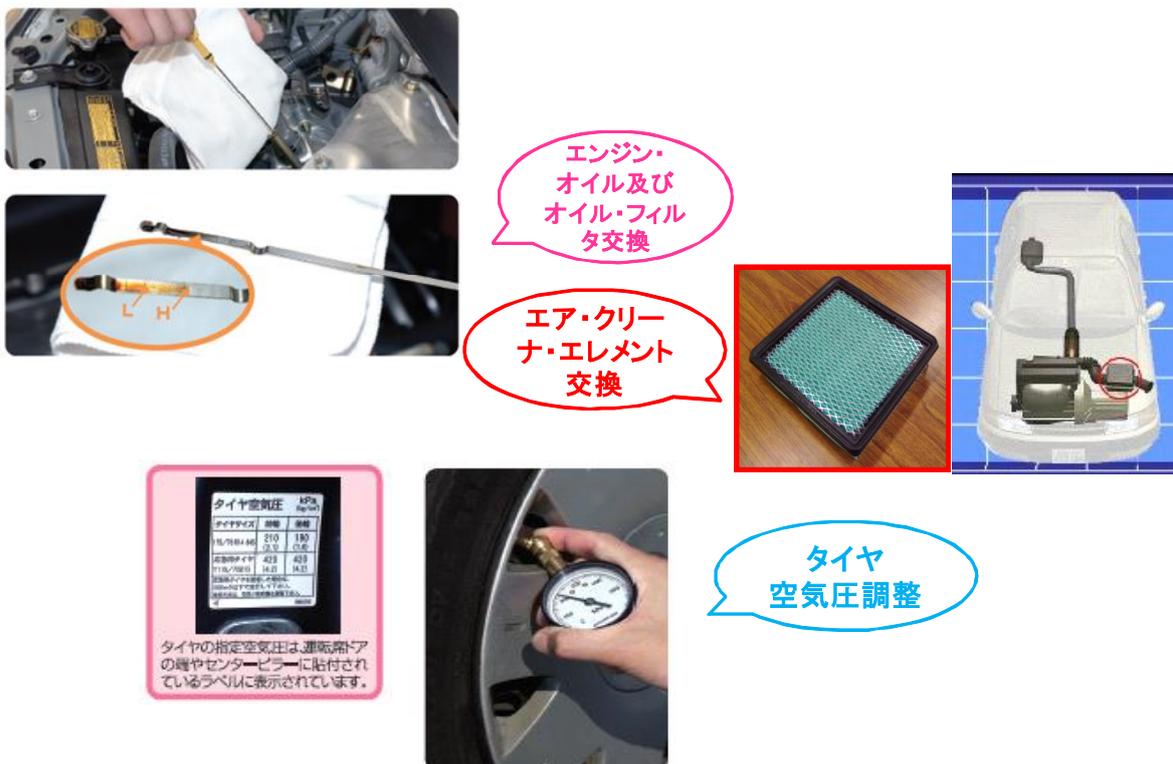


I. 地球温暖化問題への取り組み

②ECO 整備（点検・整備）の推進

「点検整備の実施によるCO2削減の効果」

自動車の点検整備項目にある、「エンジン・オイル及びオイル・フィルタ交換」、「エア・クリーナ・エレメント交換」、「タイヤ空気圧調整」の3項目を常日頃からチェックすることで、2%程度の燃費改善効果が確認されており、点検整備の確実な実施がCO2削減に貢献します。



③ 自動車整備事業者等に対する顕彰

循環型社会形成に向け、環境対策に積極的に取り組んでいる事業者等を表彰し公表する「環境保全優良自動車関連事業者等表彰制度」は、自動車リサイクル法の施行後、適正に機能していることから、自動車整備事業者等に相当程度定着しており、23年度以降、使用済み自動車の適正処理等だけでなく、CO2排出量削減の取組みの促進、自動車リサイクル部品等の更なる普及促進のため、本制度を改正し、より一層多くの事業者等に環境保全意識の醸成を図る。

【平成22年度の取り組み及び評価】

表彰事業者数 285事業場

(局長表彰：131事業場 支局長表彰：154事業場)

過去2年連続して支局長表彰を受けた131事業場に対し、局長表彰を実施した。制度創設以来支局長表彰・局長表彰あわせて2099事業場を他の事業者の模範として表彰し、自動車整備事業者等の環境保全への意識が一定程度定着したと考えられる。

④ 優良自動車運送事業者に対する顕彰

I. 地球温暖化問題への取り組み

平成13年5月に創設した優良自動車運送事業者表彰制度に基づき、低公害車の導入、ISO14001・グリーン経営認証の取得など自動車運送事業を通じて環境対策等の社会貢献を果たしている自動車運送事業者を表彰することにより、環境負荷低減の啓蒙を図る。

【平成22年度の取り組み及び評価】

表彰事業者数 バス 8事業者 タクシー 3事業者 トラック 59事業者
自動車運送事業者の環境対策への意識向上を図ることができた。

⑤ 内航船・旅客船に対する低炭素化促進事業の推進

燃焼効率や推進効率を向上させる機器や運航効率を向上させる船体改造・改修など先進的な省エネ化の取組を支援することで、フェリーなどの海上交通の低炭素化を促進します。

また、新たに平成22年度の省エネ機器等の導入促進支援等を踏まえ、平成22年度2次補正予算で海上交通低炭素化促進事業補助制度に輸送機器導入促進事業が追加され、平成23年度において事業執行することとなっています。

海上交通の低炭素化等総合事業 平成23年度予算
約5.5億円(拡充)

○ 目的
モーダルシフトの主要な担い手であるフェリー・内航海運の低炭素化等を行うことにより、競争力の確保・活性化を図る。

○ 内容
船舶運航事業者等が行う省エネ効果の高い機器の導入等に対して補助する。また、省力化など更なるコスト縮減に資する取組について支援を行う。

○近年、長距離フェリーの輸送実績は急減
(年間輸送量)平成20年度・21年度 トラック▲23%

○フェリー・内航海運は、同一貨物を輸送する際のCO₂排出原単位が陸上トラックの約4分の1であり、環境に優しい

全てが陸上輸送に転移したと仮定した場合、CO₂排出量が年間266万トン増加(営業用トラックの排出量が7%増加)

海上交通低炭素化促進事業 (1/2、1/3補助) (約4.5億円)

船舶の高度な低炭素化に資する設備導入に対し補助を行い、競争力の強化を図る。

(想定される機器の例)

- ・運航効率を向上させる船体改造・改修 (整流板、船底低摩擦化)
- ・推進効率を向上させる機器(プロペラボス取付翼)

海上交通効率化実証調査 (約1億円)

省力化などコスト縮減に資する取組(例:省力化に資する機器の設置など)について実証調査を行う。

【平成22年度の取り組み及び評価】

平成21年度2次補正予算で新たに海上交通低炭素化促進事業費補助制度が設けられ、平成22年度に支援を行いました。

環境負荷低減に資する海上交通低炭素化促進事業(改造等)を7次募集(12/17)まで実施
<近畿実績>

旅客船 申請件数 20隻 440百万円 交付決定 20隻 440百万円
貨物船 申請件数 47隻 172百万円 交付決定 47隻 172百万円

<神戸実績>

旅客船 申請件数 4隻 100百万円 交付決定 4隻 100百万円
貨物船 申請件数 19隻 88百万円 交付決定 19隻 88百万円

⑥ スーパーエコシップ等のエネルギー使用合理化船舶導入の推進

電気推進システムを採用し、環境に優しい船舶(スーパーエコシップ(SES))の建造を促進するとともに、その他エネルギー使用合理化船舶の導入を推進することにより、物流効率化と地

I. 地球温暖化問題への取り組み

球温暖化対策等の環境負荷低減を促進し、内航海運の活性化を図る。

【平成 22 年度の取り組み及び評価】

近畿管内の事業者において、平成21年度に2隻が就航し、22年度は就航船はなかったが、継続支援として1隻23年度の就航を予定している。

スーパーエコシップ等のエネルギー使用合理化船舶導入の推進を全国的に見ると、平成 21 年度末までに12隻のスーパーエコシップが就航し、今後も10隻の建造が予定されている。スーパーエコシップの普及は着実に軌道に乗りつつあるが、在来船に比べ2割程度船価が上昇することから、共有建造制度や補助制度の継続が望まれる。

⑦船舶版アイドリングストップの推進

船舶が停泊中に必要な電力を自家発電から陸上からの電力供給への転換を推進する。

【平成 22 年度の取り組み及び評価】

環境省の平成22年度低炭素地域づくり面的対策推進事業の一般公募に応募し、大津市の都心地区温暖化対策の調査事業において、船舶の電気推進化と陸上電源設備導入によるCO2排出量削減可能性を検討するよう旅客船事業者等に助言した。

環境省が実施する補助事業制度（チャレンジ25）を利用し、大阪市内河川、滋賀県浜大津港等への陸電システム導入について、旅客船事業者等に働きかけを行った。

環境省の一般公募事業の平成22年度低炭素地域づくり面的対策推進事業に「大津市都心地区温暖化対策地域協議会」を設置して行う調査事業が採択され、同協議会交通観光部会において、船舶の電気推進化と陸上電源設備導入によるCO2排出量削減量が算出され検討されている。

環境省が実施する補助事業制度（チャレンジ25）を利用した大阪市内河川等への陸電システム導入について関係者が環境省の助言を受けて、大阪港での普及を目指した取組みとセットにしたプランを作成することとし、平成23年度の公募期間に間に合うよう調整作業が進められている。

⑧ 環境対策セミナーの開催

環境対策セミナーの開催に取り組み、二酸化炭素排出量削減に向けた取り組みの普及啓発を図る。

【平成 22 年度の取り組み及び評価】

物流事業者に広く環境保全活動に取り組んでいただくことを目的に、先進的な取り組み事例や支援制度を紹介した。

H23.1.27 神戸市 参加105名

(5) 交通分野での環境保全に貢献のあった方々への顕彰

交通分野における環境対策の一層の進展を図るため、環境保全に著しく貢献のあった方々に対し、近畿運輸局長及び神戸運輸監理部長による表彰を行う。

【平成 22 年度の取り組み及び評価】

平成22年8月20日、平成22年度交通関係環境保全優良事業者等局長表彰を実施、阪急電鉄(株)、彌榮自動車(株)、(株)名門大洋フェリーの3事業者を表彰し、本表彰受賞者の取り組み事例を一般に公表することにより、交通関係における環境対策の進展を図ることができた。



I. 地球温暖化問題への取り組み

(6) 出前講座等による啓発活動の推進

① 出前講座の実施

1) 近畿運輸局の取り組み

別表のテーマで出前講座に取り組む。平成23年度は、総合的な学習の時間が減少することから、より多くの学校から出前講座の依頼をしていただけるよう、教育委員会に対して働きかけを行う。



分野	テーマ	講座概要	対象者	所要時間	形式
組織	近畿運輸局の行政について	運輸局の組織とその業務について説明します。	高校生以上	1時間	講義型
交通	地域公共交通の活性化・再生について	地域公共交通の現状と、活性化・再生への取組について説明します。	中学生以上	1時間	講義型
国際観光	ウェルカム ジャパン (ようこそ日本へ)	訪日外国人観光客の促進について (多くの外国人観光客に日本に来ていただき、日本をよく知ってもらおう)	小中学生	1時間	講義型
観光	観光による地域振興とは	観光振興のとりくみや旅行業行政について、わかりやすく説明します。	小中学生	1時間	講義型
環境	地球温暖化とは！	地球温暖化の現状を理解してもらい、その対策として何が出来るのか一緒に考えて考えます。	中学生	50分	講義型
バリアフリー	バリアフリー学習	バリアフリー法の概要や解説のほか、バリアフリーに関する「近畿地方」の現状や課題についてスライドやパンフレット等を使用し説明します。	高校生以上	50分	講義型

I. 地球温暖化問題への取り組み

物流	物流ってな～に？	毎日の私たちの暮らしに必要なたくさんの“モノ”、いろいろな輸送方法で運ばれている“モノ”の流れを紹介します。	小中学生	1時間	講義型
	物流とは？	生産地から消費地に至るまでの物の流れ、輸送方法、物流にかかるさまざまな仕事の流れを紹介します。	高校生以上	1時間	講義型
	倉庫業及び関連規則について	倉庫業法及びその関連規則について説明し同法に対する理解を深めていただきます。	物流・倉庫関係者	1時間	講義型
	倉庫管理主任者講習会において倉庫業及び関連規則等についての紹介	倉庫管理主任者講習会において、講習参加者に対し倉庫業法及びその関連規則並びに労働安全関係規則について説明し倉庫従事者に対する理解を深めていただきます。	物流・倉庫関係者	1時間	講義型
	倉庫の種類と果たす役割	映像資料・パンフレットを活用して営業倉庫の仕組み役割を紹介します。	小学生以上	1時間	講義型
鉄道	人と地球環境にやさしい鉄道駅	わたしたちが日常利用する鉄道駅のバリアフリー、環境への取り組みについて、実際に駅施設の見学等をしていただきます。	小学生以上	1時間	体験型
	次世代に向けた鉄道技術	LRT、リニアモーターカー、フリーゲージトレイン等、新しい鉄道技術について紹介します。	小学校高学年以上	1時間	講義型
	京阪神圏内の新たな鉄道ネットワークに向けて	最近の開業路線について紹介します。	小学生	1時間	講義型
	鉄道のしくみと安全について 事業用自動車の	鉄道施設等の安全システムや保守、踏切での安全について紹介します。 事故の減少率の低い事業用自動車の事故	小学生以上	1時間 2時間	講義型 講義型

I. 地球温暖化問題への取り組み

自動車	事故防止対策について	を削減するため、運送事業者等に対し近年の事故の傾向、それに対する防止策等を講義します。	運送事業者、運行管理者、運転者等		
	指定整備事業に係る法令遵守体制について	毎年6月の不正改造車排除運動強化月間中において、指定自動車整備事業者に対し、指定整備事業に係る法令、特に不正改造車を指定整備扱いした場合の抵触法令や処分基準等を説明します。	指定自動車整備事業者	1～2時間	講義型
	自動車の点検整備について	自動車の点検整備について、法令や実例等を示しながら、その重要性を分かりやすく説明します。	一般の方	1時間	講義型
	自動車の検査・登録施設の見学	会議室にて自動車検査登録制度の概要について、資料を使って説明し、その後、自動車検査場において自動車の検査の流れを、庁舎において自動車検査証の発行を見学していただきます。	小学校高学年以上	2時間	講義・体験型
海事	大型フェリーってどんな？	停泊中のフェリーで「観て」「聞いて」「触って」体験型学習。 ・一般客が入ることができない船橋などの船内見学。 ・船長や機関長など大きな船を動かしているプロの話。 (受入の都合により人数に制限があります。詳しくはご相談下さい。)	小中学生	2時間	講義・体験型
	海運の重要性と船員の仕事について	実際に船に乗り組んでおられた方からの体験を交えたいろいろなお話を聞いていただきながら、海上輸送の重要性と船員の仕事について学んでいただきます。	小中学生	1時間	講義型
	船ができるまで	造船所の仕事について「船ができるまで」をご紹介します。	小中学生	1時間	講義型

I. 地球温暖化問題への取り組み

海事	船の検査と登録とトン数について	船も車と同じように検査や登録が義務付けられています。 また、よく耳にする船のトン数とはなんでしょうか？ これらのことを分かり易く説明します。	中学生以上	50分	講義型
	マリンレジャーを安全に楽しむ～水上の運転免許証	水上オートバイやプレジャーボートを操縦するための免許について、マリンレジャーを安全に楽しむために守らなければならないことを含めて説明します。	中学生以上	50分	講義型
	外国船舶監督官の仕事（PSCってなんですか？）	日本に寄港する外国船舶による海難事故・海洋汚染防止を図るため、外国船舶に対して立入検査を行っている外国船舶監督官の業務について説明します。	中学生以上	50分	講義型

【平成22年度の取り組み及び評価】

出前講座メニューをリニューアルし、小中学生だけでなく、業界団体を対象とした講座を開催するなど、新しい利用層を開拓することが出来た。

また、初めての取り組みとして、堺市教育委員会を通じ堺市立学校へ周知活動を行った結果、新規に開設した「ウェルカムジャパン」を含めた9講座の申し込みがあるなど、各教育委員会を通じての周知広報活動について、一定の成果があった。

【出前講座講義実績】

小学校	10校	684名
中学校	13校	688名
高等学校	2校	55名
専門学校	5校	107名
協会・協議会等	5件	367名

【施設見学・体験等】

- ・大阪水上バス「サンタマリア」、南海フェリー体験航海
小学校 1校 83名 交通事故遺児家庭 81名
- ・自動車検査登録及び検査場見学
中学校 3校 22名
- ・船用工業工場見学
高等学校 1校 64名
- ・青少年の海洋環境教室
小学校 3校 116名、中学校 1校 17名
- ・親子で探検！造船所ってどんなところ？
一般市民（親子） 16名
- ・関西汽船フェリー体験乗船

I. 地球温暖化問題への取り組み

- 商船高専 1校 9名
- ・大阪湾フェリー体験クルーズ、琵琶湖汽船「ミシガン」体験航海
一般公募 919名
 - ・大阪市広報船「夢咲」体験航海
小・中学校 1校 34名
 - ・帆船「あこがれ」セイル・トレーニング
中学校 1校 54名

2) 神戸運輸監理部の取り組み

海運や造船、船員といった海事産業の理解を深めるために、これまで取り組んできた海事副教材の作成、兵庫県内全小中学校への配布、出前授業、みなと学習会の実施、神戸みなと体験や神戸海事広報大使の取り組みなどを継続するとともに、教師に対する出前授業なども企画していく。

	No.	講座名	対象者
総合	1	ものをほこぶ・ひとをはこぶ	小学生
海運	2	船ができるまで	小学生
	3	船員さんの仕事	小学生
	4	安全と環境を守る船のしくみ	小学生
	5	海と港が仕事の舞台～神戸港～	小学生 中学生
自動車	6	自動車のはなし	小学生 中学生
	7	不正改造の防止について ～不適切な改造を施した自動車は、社会の迷惑となっています～	高校生
観光	8	「観光」は地域を元気にさせる	小学生
バリアフリー	9	心のバリアフリー	全ての層
環境	10	地球温暖化について	全ての層

【平成22年度の取り組み及び評価】

- ・海事副教材の作成、教師用海事副教材の作成、授業用パワーポイントCDの作成
 - ・上記教材の兵庫県内全小中学校への配付
 - ・出前授業の実施
 - ・みなと学習会の実施
 - ・神戸みなと体験の実施
 - ・神戸海事広報大使による体験活動と広報活動の実施
- H22.6.27 出前講座（船のいろいろな教室）30人
H22.10.8 出前講座（港について）19人

② 交通エコロジー教室

交通がもたらす環境への影響に対する理解と環境負荷の小さい移動のために個人がなし得ることの認識を深める。

I. 地球温暖化問題への取り組み

又、海運や造船、船員といった海事産業の理解を深めるために、これまで取り組んできた海事副教材の作成、兵庫県内全小中学校への配布、出前授業、みなと学習会の実施、神戸みなと体験や神戸海事広報大使の取り組みなどを継続するとともに、教師に対する出前授業なども企画していく。

【平成 22 年度の取り組み及び評価】

1) 近畿運輸局の取り組み

H22. 10. 30 小学生の親子 15 組 39 人参加のもと、交通エコロジー教室 in 阪急摂津市駅～親子で体験しよう！環境にやさしい乗り物たち～を開催予定であったが、前日から台風接近のためやむなく中止となった。

2) 神戸運輸監理部の取り組み

22 年度と同様に交通エコロジー教室の開催に取り組み、小学 5・6 年生を対象に、地球環境にやさしい交通について考えてもらう。

【平成 22 年度の取り組み及び評価】

二酸化炭素の排出量を減らすにはマイカーの使用を控えて公共の乗り物を利用することが大切であることを説明し、生活の見直しを考えてもらうきっかけになった。

H22. 8. 20 洲本市 小学 5・6 年生と保護者 33 人



③ エコドライブの啓発

イベントやフェアにおいて一般ドライバーを対象にエコドライブの啓発を行う。

エコドライブ 10 のすすめ

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1 ふんわりアクセル「e スタート」 | 6 暖機運転は適切に |
| 2 加減速の少ない運転 | 7 道路交通情報の活用 |
| 3 早めのアクセルオフ | 8 タイヤの空気圧をこまめにチェック |
| 4 エアコンの使用を控えめに | 9 不要な荷物は積まずに走行 |
| 5 アイドリングストップ | 10 駐車場所に注意 |

I. 地球温暖化問題への取り組み

【平成 22 年度の取り組み及び評価】

自治体等が開催する各種イベント等において、啓発チラシを配布し一般ドライバーを対象にエコドライブの啓発を行った。



3. 輸送分野におけるエネルギー使用の合理化の推進

(1) 改正省エネルギー法による省エネ対策の推進

運輸部門から排出されるCO2削減に向け、平成 18 年 4 月 1 日に施行された「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律」（改正省エネルギー法）に基づき、特定輸送事業者には省エネ措置の中長期計画及びエネルギー使用量等の定期報告書の提出が義務付けられている。また、特定輸送事業者と同様、一定規模以上の荷主企業に対しても省エネの取り組みについて、計画書及び定期報告書の提出が義務付けられている。

【平成 22 年度の取り組み及び評価】

改正省エネ法に基づき、指定した特定輸送事業者の全てから定期報告書及び中長期計画書の提出を受けた。また、省エネ対策の実施状況を調査するため、特定輸送事業者 4 社に対して実態調査を実施した。

今後とも、特定輸送事業者及び特定荷主の省エネに向けた取り組み状況を調査するとともに、その取り組み内容を事業者間で共有させることにより省エネ措置の確実な実施を図っていく必要がある。

特定輸送事業者数

平成 23 年 3 月 31 日現在

	貨物			旅客				計
	事業用トラック	自家用トラック	船舶	鉄道	バス	タクシー	船舶	
近畿	37	10	3	7	11	11	3	82
神戸	—	—	2	—	—	—	—	2

Ⅱ. 大気汚染問題への取り組み

Ⅱ. 大気汚染問題への取り組み

自動車等から排出される窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）による大気汚染については、排出規制等の施策により改善傾向にあるが、大都市地域においては依然として厳しい状況にあり、その解消に向けた施策が求められている。

このような状況において、CNGトラック・バス等の導入や、「自動車NO_x・PM法」に基づく事業者の指導、街頭検査による整備不良車の排除等により、大気汚染の解消を図る。

その他、船舶からの排出ガスによる大気汚染対策として船舶検査等を実施する。

1. CNGトラック・バスの導入促進

(1) 普及啓発活動の推進

近畿黒煙ゼロ推進連絡協議会の活動

(継続事業)

- ・低公害車普及促進に関する説明会及び展示・試乗会等の実施
- ・低公害車普及啓発ツールの作成
- ・近畿黒煙ゼロ推進連絡協議会ホームページの更新・充実
- ・低公害車普及促進に関する出前講座の実施

(新規事業)

- ・CNG大型トラックの普及促進

【平成22年度の取り組み及び評価】

近畿管内事業用CNGトラック・バスの補助金申請件数 (単位：台)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
トラック	343	139	77
バス	2	2	2

注) トラックには特種車を含む

2. 自動車NO_x・PM法に基づく事業者指導の実施

自動車NO_x・PM法に基づく一定規模以上の運輸事業者課せられている自動車使用管理計画書及び同実績報告書の提出を促進するため、機会ある毎にNO_x・PM法の周知を行うとともに未提出事業者に対し督促を行う。

提出された自動車使用管理実績報告書を低公害車の導入促進に活用する。

自動車使用管理計画書

対象事業者：自動車NO_x・PM法の対策地域内に30台以上の自動車を使用する自動車運送事業者

内容：NO_x・PMの排出量の計算、低公害車導入、車両走行量の削減、排出量の目標・適正運転の実施等の計画

計画期間：4年間（毎年実績報告）

Ⅱ. 大気汚染問題への取り組み

【平成 22 年度の取り組み及び評価】

自動車使用管理実績報告書の提出促進を図るため、未提出事業者に督促するとともに、指導を行った。

自動車使用管理実績報告書の提出状況

(平成 23 年 3 月末現在)

	大阪府		兵庫県	
	対象事業者	提出事業者	対象事業者	提出事業者
バス	26	11	16	4
タクシー	164	105	98	79
トラック	561	91	206	48

自動車NO_x・PM法の改正（平成 20 年 1 月 1 日施行）

自動車から排出される窒素酸化物（NO_x）及び粒子状物質（PM）の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号。以下「自動車NO_x・PM法」）は、NO_xやPMによる大気汚染が著しい都市部での大気環境の改善を目指すものである。これまで、首都圏、愛知・三重圏、大阪・兵庫圏にある市区町村を窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域（以下「対策地域」）に指定し、自動車から排出されるNO_x及びPMの排出総量の削減に取り組んできた。これにより、大都市地域における自動車交通に起因するNO_x及びPMによる大気環境は改善傾向にある。

しかしながら、大都市地域内の一部の地区においては、自動車交通の集中等により、大気環境の改善が阻害されており、長期間にわたり二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準が達成されていない状況にある。また、このような地区における大気汚染の一因として、対策地域の外から対策地域の中に流入する自動車からの影響も指摘されている。そのため、自動車NO_x・PM法を改正し、局地汚染対策及び流入車対策を講ずることとした。

局地汚染対策の概要

(1) 重点対策地区の指定

都道府県知事は、対策地域内で大気汚染が特に著しく、局地汚染対策を計画的に実施する必要がある地区を重点対策地区として指定。

(2) 重点対策計画の策定

都道府県知事は、指定した重点対策地区に関する重点対策計画を策定し、当該重点対策地区における自動車排出窒素酸化物等による大気汚染の防止を図るための局地汚染対策を重点的に実施。

(3) 特定建物の新設に関する措置

重点対策地区内に新たな交通需要を生じさせる建物を新設する者は、自動車排出窒素酸化物等の排出抑制のための配慮事項等を届け出て適正な配慮を実施。

Ⅱ. 大気汚染問題への取り組み

ディーゼルクリーン・キャンペーンの実施及び迷惑黒煙通報制度を活用して、一般ユーザーに対しディーゼル黒鉛の有害性、改善対策等について周知するとともに、電光掲示板、チラシの配布等により広報活動を行った。

(2) 市民黒煙モニター制度の活用

近年のディーゼル排出ガス規制の強化等により、著しく黒煙を排出する車両は減少しているものの、依然として黒煙を排出している車両が見受けられることから、23年度においても、近畿運輸局と地方自治体が連携して設置したモニター制度（大阪府は平成14年6月、兵庫県は平成13年6月設置）を活用して監視活動を実施し、著しく黒煙を排出している自動車の使用者に対し、文書（ハガキ）により自主点検の啓発を行うとともに車両の改善を促すこととする。

また、兵庫県においては、今年度新たに市民モニターを募集し監視活動を強化していく。

【平成22年度の取り組み及び評価】

大阪府、兵庫県とも通報、通知件数は減少傾向にある。通報された迷惑黒煙排出車両の使用者に対しては、点検整備等の必要性を促すとともに、車両の改善をするよう指導を行った。

<大阪府のモニターからの通報結果>

	平成21年度	平成22年度	対前年度比 (%)
通報件数	34件	13件	61.7%減
通知件数	19件	10件	47.3%減

<兵庫県のモニターからの通報結果>

	平成21年度	平成22年度	対前年度比 (%)
通報件数	14件	9件	35.7%減
通知件数	10件	9件	10.0%減

市民モニターによる通報、通知件数は年々減少しており、近年の排ガス規制の強化及び啓発活動等による環境改善の効果は現れているものと思われる。しかしながら、依然として黒煙を排出する車両があることから、更なる環境改善を推進するため、市民モニター制度を活用した監視活動を行った。

4. 街頭検査の実施

依然として、不正改造車が社会問題となっていることから自動車社会の秩序維持と安全確保、環境の保全のため、23年度においても引き続き街頭検査を実施し、整備不良車や不正改造車の排除、撲滅に努める。

特に、大気汚染問題への取り組みとして、ディーゼル車の黒煙検査や燃料検査に重点を置き、積極的に取り組むこととする。



Ⅱ. 大気汚染問題への取り組み

【平成 22 年度の取り組み及び評価】

街頭検査の実施状況

回数	722 回(うち燃料検査回数 28 回)
検査台数	16,771 台(うち燃料検査台数 238 台)
整備命令交付台数	381 台(うち燃料検査台数 1 台)

平成22年度は街頭検査の充実・強化を図ったところ、検査目標台数14,500台に対して検査台数が16,771台(目標台数の15.6%増)であり、その2.3%が整備命令交付台数となった。

また、不正軽油使用の排除のための燃料検査を行い、硫黄分濃度が基準以上の1台について整備命令を発令するとともに、他1台に適正燃料使用を促す警告書を交付した。

街頭検査で実施する騒音、排ガス検査を通して、自動車使用者に対する大気汚染問題に係る意識の高揚及び、不正改造車の危険性について、指導、啓発が図られた。

5. 国道43号等の沿道における環境改善

国道43号等の沿道における公害問題の代表的な訴訟である「尼崎大気汚染公害訴訟」については、平成12年1月の神戸地裁判決を受けて、同年12月に和解した。その後、大型車の交通の転換が図られていないなど和解条項不履行として平成14年10月にあっせん申請がなされ、平成15年6月に、①大型車の交通量低減のための調査、②環境ロードプライシングの試行内容の充実、③大型車交通規制の可否の検討要請、を実施することなどを内容とするあっせんが成立した。

近畿運輸局としては、国道43号等の沿道における環境改善を図るため、CNGトラック・バス等の導入促進、NO_x・PM法に基づく事業者指導等とともに、以下の取り組みを実施する。

(1) 尼崎地区ディーゼル車排ガスグリーンキャンペーンの実施

近年の排出ガス規制の強化及び大阪府、兵庫県のNO_x・PM規制不適合車流入規制等の効果により、国道43号線尼崎地区の交通環境はかなり改善されてきているものの、依然黒煙を排出している車両が見受けられ、ディーゼル黒煙による4年連続整備命令件数が0件が途切れたことから、23年度においても更なる環境改善に向け、関係行政機関と協力のもと「尼崎地区ディーゼル車排ガスグリーンキャンペーン」を積極的に推進し更なる環境改善を図っていく。

【平成 22 年度の取り組み及び評価】

尼崎地区ディーゼル車排ガスグリーンキャンペーン街頭検査実施結果

実施回数 22回

検査台数 189台(うち黒煙検査 185台、不正軽油検査 165台)

整備命令 14台(うち黒煙関係 6台、不正軽油(警告) 0台)

※整備命令14台については、球切れ等の車両の不具合によるものを含んだ台数である。

今年度も毎月2回の街頭検査を計画し、ディーゼル黒煙及び不正軽油等の検査を行った結果、実施回数は22回となり、189台について検査を行い、黒煙に関する整備命令件数が今年度は6台であり、15年度の37



II. 大気汚染問題への取り組み

台、16年度32台、17年度14台、18年度0台、19年度0台、20年度0台、21年度0台、と4年連続整備命令件数が0件であったのが途切れたことから、今後も尼崎地区排ガスクリーンキャンペーンを推進し更なる環境改善を図っていく。

(2) 迂回運行の要請

関係行政機関等と連携して「国道43号・阪神高速神戸線における大気汚染改善に向けた交通需要軽減キャンペーン」を展開し、トラック事業者・団体に対し阪神高速湾岸線への迂回を要請していく。

【平成22年度の取り組み及び評価】

国道43号・阪神高速3号神戸線における大気汚染改善に向け、第12回交通需要軽減キャンペーンを平成23年2月1日～28日まで実施し、トラック事業者等に阪神高速5号湾岸線への迂回を要請した。

トラック事業者や荷主企業等への継続的な要請活動により、国道43号周辺の環境改善に向けて迂回通行への認識が徐々に深まっているが、一部の地域で環境基準を超過するなど、依然として厳しい状況となっており、引き続き取り組みが必要である。



6. 船舶からの大気汚染物質の排出規制業務の円滑な実施

外国籍船に対して実施するポートステートコントロール（PSC）において、海洋汚染防止条約に基づく、窒素酸化物や硫黄酸化物の大気汚染物質に関する規制並びに船舶発生油焼却等による大気汚染防止のための設備に関する適正な検査を実施する。

海洋汚染等防止法に基づく船舶からの排出ガスによる大気汚染対策として、機関の維持管理状況を確認する。

また、オゾン層破壊物質を含む設備の新規使用を禁止するため、定期的検査時に立入検査を行う。

【平成22年度の取り組み及び評価】

外国籍船に対して実施するポートステートコントロール（PSC）において、海洋汚染防止条約に基づく、窒素酸化物や硫黄酸化物の大気汚染物質に関する規制並びに船舶発生油焼却等による大気汚染防止のための設備に関する立入検査を実施し、45件の欠陥を指摘し改善指導を行なった。

立入検査実績 762隻（近畿運輸局454隻）（神戸運輸監理部308隻）

内航船等の定期的検査時に立ち入り検査を実施した船舶（151隻）に使用されているオゾン層破壊物質設備について「立入検査記録簿」を交付した。

立入検査実績 近畿（115隻）、神戸（47隻）

外国船舶に対する大気汚染問題への取り組みは、平成17年5月19日からポートステートコントロールにおいて、オゾン層破壊物質等船舶からの排出規制に関する大気汚染防止設備及び燃料油の適合性に関する検査を行っており、最近の世界規模での地球温暖化やCO2排出規制の高まりを受

Ⅱ. 大気汚染問題への取り組み

けて、船舶の所属国や外国の船員にも環境意識が浸透してきているが、検査においては欠陥の指摘がみられた。指摘した欠陥について指導の結果、大気汚染防止に関する認識を高めさせることができた。

内航船等に立入検査記録簿を交付することにより、オゾン層破壊物質新規使用の禁止を周知するとともに新設を防止する効果があった。

Ⅲ. 循環型社会の形成に向けた取り組み

循環型社会の構築に向けては、廃棄物の発生の抑制や資源の再使用、再利用を進め、資源循環の環境を形成することが重要であるため、自動車リサイクル、FRP船リサイクルを推進するとともに、環境負荷低減型の静脈物流システムの構築を目指し、国の関係機関、地方自治体との連携・協力を図りながら、以下の対策に重点的に取り組むこととする。

1. 自動車リサイクルの円滑な推進

(1) 自動車登録関係業務の円滑な実施

自動車リサイクル法の施行に伴う新抹消登録制度の適正な運用を図り、関係行政機関とも連携し、使用済み自動車の不法投棄の防止や資源のリサイクルに努めてきたところであるが、本年度においても、引き続き永久抹消登録及び解体届出に伴う自動車重量税還付金が迅速かつ確実に所有者等に還付されるよう関係機関と連絡を密にする。

自動車リサイクル法

(「使用済み自動車の再資源化等に関する法律」平成14年7月公布、同17年1月1日施行)

概要

- ・自動車製造業者を中心とした関係者の役割分担
- ・自動車所有者のリサイクル料金の負担
- ・電子マニフェスト（移動報告）制度の導入による情報管理システムの構築

道路運送車両法の改正（平成14年7月公布、同17年1月1日から施行）

概要

- ・登録自動車の永久抹消登録（法第15条）及び一時抹消後の解体届出（法第16条）は、自動車リサイクル法の使用済み自動車の処理状況を報告した「移動報告（電子マニフェスト）」の情報により適正な解体処理が確認されたものについて行う。

【平成22年度の取り組み及び評価】

自動車重量税還付制度については、還付金の計算方法、還付時期等問い合わせが多く、これに対応するため、国税局と連携し、運輸支局等における手続きの際には、国税局作成のリーフレットを申請者に配布し、また、事務所内に掲示するなどしてユーザーに対する周知を図った。

前年度に引き続きリーフレットについては、より分かりやすい内容にするため、国税局と調整を行いリニューアルした。

また、重量税還付にかかる申請書への改善要望を行った。

一時抹消登録車両の大量所有者の大幅な減少や、最終的な処分について解体の割合が輸出に比べて増加している等の最近の現状から、一時抹消登録後の適正な解体処理が進んでいると思われる。

また、これらのことから自動車重量税還付制度の適正な運用がなされてきていると考えられる。

Ⅲ. 循環型社会の形成に向けた取り組み

(2) 自動車整備事業者における対応

自動車整備におけるリサイクル部品の利用促進

自動車リサイクル制度は法（平成14年法律第87号）が施行された平成17年度以降、順調に機能し、一定程度定着している。今後も引き続き安定的に運用されるよう、さらなるリサイクル部品の普及促進を図る。

具体的には、「環境に優しい自動車関連事業推進協議会」の活動等を通じ、自治体等への引取業及びフロン類回収業者の登録・許可更新手続き等を指導する。

また、改正する顕彰制度を活用し、リサイクル部品の積極的な利用を促し、さらなる普及促進の意識を醸成する。

【平成22年度の取り組み及び評価】

研修会、「環境保全優良自動車関連事業場表彰」推薦事業場に対する現地確認などあらゆる機会を通じてリサイクル部品の利用促進を指導した。

自治体とともに「自動車リサイクルシステム」への登録・使用マニュアル類を活用し、登録、使用済み自動車の適正処理を指導した。

自動車分解整備事業者等に対し、リサイクル部品の利用促進を自動車ユーザーに働きかけるよう周知ができた。

また、引取業者及びフロン回収業者としての登録・許可更新手続きと、自動車リサイクル法に基づく適正処理を実施するよう指導し、制度の定着に貢献した。

自動車リサイクル部品の利用促進のためのガイドライン（国土交通省平成14年3月公表）

概要

自動車整備事業者等がリサイクル部品を調達する際の注意事項、リサイクル部品の品質確保のための確認事項、自動車ユーザーへの対応事項についてとりまとめたもの。

- ・リサイクル部品発注時、部品供給事業者への正確な情報（自動車検査証及びコーション記載事項等）の伝達
- ・リビルト（再生）部品使用時、部品供給事業者のリビルト作業内容の確認（部品の分解、修理、検査等）
- ・リユース（再利用）部品利用時の最低限実施すべき点検項目の確認
- ・リビルト部品及びリユース部品の保証期間、保証内容の確認
- ・自動車整備事業者等が自動車ユーザーへ果たす役割

2. FRP船リサイクル



FRP船リサイクルの推進

関西地区廃船処理協議会においては、地方自治体の沈廃船処理の際の本システム活用に向けて、引き続き要望を聞き意見交換を図る。

また、一般ユーザーに対する本システムの周知広報のためにも、今後とも地方自治体にHPや広報誌への掲載等を依頼していく。

さらに、一般ボートユーザーの大半が利用するであろうと考えられるプレジャーボート等の販売店に対しても、本システムの周知広報活動の協力を依頼していく。

【平成22年度の取り組み及び評価】

関西地区廃船処理協議会において、参加する地方自治体から沈廃船を含む不法投棄船の現状について情報収集するとともに廃船の処理計画等について意見交換を行い、地方自治体による廃船処理実施に際して、本リサイクルシステムの積極的な活用を依頼した。また、一般ボートユーザーへの使用済みとなったFRP船の廃船の処理に際して、本システムが活用されるよう関係自治体へHP、広報誌等への掲載を引き続き依頼した。

自治体関係者へは、協議会での依頼に加え個別に担当者を訪問し積極的な広報を依頼することができている。自治体の協力も確実に増加傾向にある。また、本システムの案内リーフレットを漁業組合等に備え置く自治体もある。自治体関係者に確実に認識されるようになってきた。



IV. 海洋汚染対策・プレジャーボート関係利用環境対策

海洋汚染の防止については、国内はもちろんのこと、各国が協調して取り組むことにより、十分な効果が期待できるものであり、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」や国際条約（海洋汚染防止条約）に基づいた規制がなされている。

近年、タンカーによる大規模な油流出による海洋汚染事故は世界的な環境問題となっており、海洋環境の保全をより一層確実にするため、国際条約の改正によりタンカーのダブルハル（二重船殻）化の早期導入など、対策が推し進められ、また、放置座礁船対策として入港する外航船舶にP I保険の加入を義務付けているところであるが、海洋環境に係わる諸問題の解決に向けて以下の対策を重点的に取り組むこととする。

1. 海洋汚染問題への取り組み

① 外国船に対する海洋汚染防止設備等に関する検査の強化

油及び有害液体物質の汚染対策としては、海難事故等により海洋環境に重大な影響を与えるタンカー、危険物ばら積み船はじめ、事故を惹起する蓋然性の高い老朽船及び欠陥船に重点をおいた立入検査を行う。また、船舶からの糞尿及び生活ゴミ等の廃棄物の処理に加えて、有機スズ系塗料の使用に関する海洋汚染対策の強化を図る。

実施目標隻数：815隻（近畿運輸局 500隻 神戸運輸監理部 315隻）

【平成22年度の取り組み及び評価】

海難等により海洋汚染に与える影響がより重大なタンカー及び危険物ばら積み船や、事故率の高い老朽船、PSCにおいて欠陥指摘の多い国籍の船舶及び海外に売船される中古船舶等、海洋環境保全のため事故の未然防止に重点をおいたPSCを実施した。油や有害液体物質等の海洋汚染に関する欠陥について指摘し、是正指導を実施した。ポートステートコントロール（PSC）の強化重点を絞ったPSCを実施した結果、欠陥の指摘及び是正指導隻数が多くあり海洋汚染の防止を実現した。PSCを行う外国船舶監督官に対して、研修を実施して海洋汚染に関する専門的知識の習得とスキルアップを図った。

検査実績 762隻（近畿運輸局454隻、神戸運輸監理部308隻）

欠陥指摘 181隻（近畿運輸局 99隻、神戸運輸監理部 82隻）



② 海洋汚染防止設備の立入検査の実施

内航船等に立ち入り、海洋汚染防止設備の保守・管理状況及び、廃油の処理・管理状況の検査を実施する。

【平成22年度の取り組み及び評価】

海洋汚染防止設備義務船に関し定期的検査を実施しているところであるが、検査対象外の内航船に立ち入り、設備の保守・点検、廃油の処理・管理状況について検査を実施した。油によ

IV. 海洋汚染対策・プレジャーボート関係利用環境対策

る海洋汚染は社会的にも影響が大きく、立入検査を実施し海洋汚染防止設備の保守・管理、廃油の処理・管理状況をチェックすることは海洋汚染防止に有効であった。

立入検査数 64隻（近畿45隻、神戸19隻）

③ 廃油処理事業者への指導

船舶運航に伴い生じた廃油を処理する廃油処理事業者に対し、廃油処理施設への立ち入り等により廃油の適正な処理が行われるよう指導する。

【平成22年度の取り組み及び評価】

廃油処理事業全事業者に対し立入検査を実施し、点検指導を行った。廃油処理事業者の処理状況・管理状況に関して立入検査を実施することは、廃油処理が適正に行われることに効果があった。

立入検査数 近畿（12） 神戸（5）

④ 油濁防止管理者養成講習の実施

船舶からの油の不正な排出の防止に関する業務の管理を行う「油濁防止管理者」を養成する講習を実施する。

【平成22年度の取り組み及び評価】

平成23年1月27日～28日に近畿運輸局において、油濁防止管理者養成講習を実施した。同講習を開催し油濁防止管理者を養成したことは、事業者及び管理者が海洋環境の維持・向上のための知識を習得するのに一役を担っている。

受講者24名（修了者22名）



⑤ 入港外航船舶へのP I 保険加入状況の確認及び立入検査等の実施

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、我が国に入港する総トン数100トン以上の外航船舶には、P I 保険の加入が義務づけられている。

このため、管内に入港する外航船舶に対しては、港湾管理者、海上保安部等と連携を密にし、船主に対して責任の履行及び海洋汚染防止対策について引き続き指導の強化を図る。

【平成22年度の取り組み及び評価】

管内に入港する総トン数100トン以上の外航船舶に対して、船舶代理店からの入港通報に基づき船舶油濁損害賠償保障法への適合性を確認するとともに、立入検査等を実施し保障契約を締結していない船舶等に対して行政命令を発出した。

船舶代理店からの保障契約情報について、船舶油濁損害賠償保障法への適合性を精査し、また立入検査を実施した結果、保障契約の未締結船舶の入港を未然に防ぐ等の成果が得られた。

IV. 海洋汚染対策・プレジャーボート関係利用環境対策

・立入隻数	762隻	(近畿運輸局454隻、神戸運輸監理部308隻)
・命令発出隻数	2隻	(近畿運輸局0隻、神戸運輸監理部2隻)
(内訳)		
航行停止命令	0隻	(近畿運輸局0隻、神戸運輸監理部0隻)
保障契約締結命令	1隻	(近畿運輸局0隻、神戸運輸監理部1隻)
証明書備置命令	1隻	(近畿運輸局0隻、神戸運輸監理部1隻)

2. プレジャーボート関係利用環境対策

プレジャーボート等の水域利用の適正化に向けた取り組みとして、引き続き関西舟艇利用振興対策連絡会議の充実を図り、関係者との意見・情報交換を深めると共に必要な対応の検討を進める。

また、PW（パーソナルウォータークラフト）安全協会等と連携し、水域利用のルール・マナー等の啓発活動を実施していく。さらに、マリンレジャー愛好者が集まるイベント等においても、引き続き、水域利用適正化に向けた啓発活動を行っていく。

【平成22年度の取り組み及び評価】

平成23年3月、関西舟艇利用振興対策連絡会議を開催し、関係官庁・自治体、並びに、水上バイクの安全利用等を推進する団体であるNPO法人PW安全協会等とプレジャーボート及び水上バイク等の利用に関する意見・情報の交換を行ったほか、一般のボートユーザーが集まる関西フローティングボートショー等のイベントにおいて各種啓発活動を実施した。

また、淀川一津屋地区の水上バイクの利用実績等について、PW安全協会等、関係団体と情報の共有等に努めた。

関西舟艇利用振興対策連絡会議において、関係官庁、自治体、その他の関係団体等と水域の適正利用に関する情報交換等を行うとともに、最新のプレジャーボート及び水上バイク等の環境負荷低減に関する取り組み等の情報の把握に努めた。

また、淀川一津屋地区の水上バイク利用実績等、個別の地域における影響等について現状の把握が進んだ。

引き続き、一般ユーザーへの更なる啓発が必要と考える。

お問い合わせ先

【近畿運輸局交通環境部 環境課】

〒540-8558

大阪市中央区大手前4-1-76

大阪合同庁舎第4号館

電 話 06 (6949) 6466

FAX 06 (6949) 6169

ホームページ <http://wwtb.mlit.go.jp/kinki/>

【神戸運輸監理部総務企画部 企画課】

〒650-0042

神戸市中央区波止場町1-1

神戸第2地方合同庁舎

電 話 078 (321) 3145

FAX 078 (321) 3474

ホームページ <http://wwtb.mlit.go.jp/kobe/>